



目黒区国第 20298 号
令和 6 年 3 月 5 日

目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会
会 長 三 木 健 二 様

目 黒 区 長
青 木 英 二

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について（諮問）

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（昭和 34 年 12 月目黒区規則第 16 号）第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

（1）改正趣旨

保険料率、賦課限度額及び保険料を減額する基準額を改定するとともに、その他所要の規定整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

（2）改正内容

別紙「目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要」のとおりです。

以 上

別紙「目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要」につきましては、「目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料」の資料1と同内容のものとしますので、この写しへの添付は省略させていただいております。